

投票所	投票区域
小浜市役所	清滝、津島、多賀、鈴鹿、塩竈、生玉、玉前、今宮、広峰、酒井、駅前町、川崎、南川町、後瀬町、大手町、四谷町
若狭ふれあいセンター	白鬚、竜田、住吉、日吉、神田、大宮、男山、鹿島、白鳥、貴船、浅間、大原、香取、飛鳥、青井
交流ターミナルセンター	上竹原、関、千種一丁目、千種二丁目、一番町、城内一丁目、城内二丁目、雲浜一丁目、雲浜二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、水取一・二丁目、水取三・四丁目
西津保育園 (4月1日から旧西津保育園)	西津地区
久須夜交流センター	甲ヶ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇久、若狭、仏谷、阿納、犬熊、志積、矢代
堅海児童センター※	堅海、泊
旧田島保育園※	田島

投票所	投票区域
国富保育園	国富地区
宮川公民館	宮川地区
松永公民館	松永地区
遠敷児童センター	検見坂、池田、市場、島、中村、国分、金屋、竜前、神宮寺、忠野、中の宮、遠敷一・二丁目、遠敷三・四丁目、遠敷五丁目、遠敷六丁目、遠敷七・八丁目、遠敷九・十丁目
旧下根来小学校※	下根来、上根来・中の畑
今富公民館(小学校から変更)	今富地区
口名田保育園	口名田地区
中名田小学校	小屋、上田、下田
ふるさと文化財の森センター	和多田、深野、深谷
東勢ふれあい会館	東勢、西勢
加斗小学校	荒木、黒駒、法海、下加斗、上加斗、岡津、鯉川

チャンネルOが

エル

L字緊急情報の放送をスタート

チャンネルO(株式会社ケーブルテレビ若狭小浜)では、災害に関する注意事項や警報などの情報をより速やかに市民の皆さんに提供するため、4月から「L字緊急情報」を放送します。災害時には、市と連携して緊急災害情報を皆さんにお届けします。

L字緊急情報とは…

気象情報や緊急災害情報などが発令された場合、9チャンネルの画面に自動で瞬時にL字で表示するものです。また、これまで手動操作で取得していた市内7カ所の河川水位情報や県内の降水レーダーを自動で取得し、正確な情報をより早く市民の皆さんに伝えることができます。

3月24日から試験放送

チャンネルOでは、この「L字緊急情報」と「河川水位情報」を市民の皆さんに慣れ親しんでいただくために、3月24日㊤から試験放送を、4月6日㊤から本放送を毎日定期的に行います。

放送時間 8時30分～9時
13時30分～14時
19時15分～19時30分
22時15分～22時30分 (1日4回)



視聴方法

台風接近や集中豪雨時に9チャンネルを見ていただくと、気象庁から発表の「警報」や市から出される「災害避難情報」などがタイムリーに放送されます。また、平常時でも大雨や波浪警報などの警報、消防署の火災出動などの情報も取得し画面に表示されます。

今までと変わることは

これまでのデータ放送のように、テレビのリモコンを操作して情報を見なくても、9チャンネルを見ていただくと、「警報」「河川水位情報」「雨雲レーダー」「消防火災出動」などの情報を見ることができます。

この「L字緊急情報」を常にご覧いただき、もしもの時や緊急事態に備えてください。

■問い合わせ チャンネルO ☎ 52・7200

2015 統一地方選挙

4月12日㊤ 福井県知事・県議会議員選挙

4月26日㊤ 小浜市議会議員選挙



明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

今回で18回目となる統一地方選挙。告示日は知事選が3月26日㊤、県議選が4月3日㊤、市議選が4月19日㊤です。

■問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎内線 497

●投票できる人

【知事・県議選】 投票日現在で満年齢が20歳以上の人で、平成27年1月2日以前に市の住民基本台帳に登録され、その後引き続き3カ月以上住んでいる人
※平成26年12月26日から平成27年1月2日までに転入した人は、4月1日までは知事選の期日前投票ができません
【市議選】 投票日現在で満年齢が20歳以上の人で、平成27年1月18日以前に市の住民基本台帳に登録され、その後引き続き3カ月以上住んでいる人

●投票所入場券

入場券は郵送します。もし、入場券が届かないときや紛失したときは、身分証明書(運転免許証など)を各投票所へ持って来てください。
※期日前投票をする場合も同様です

【知事・県議選】 3月下旬発送予定

【市議選】 4月中旬発送予定

●選挙公報

立候補者の選挙公報は、区長を通じて各世帯に配布します。

【知事選】 3月下旬～4月上旬配布予定

【市議選】 4月下旬配布予定

●期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など、一定の事由に該当すると見込まれる人は期日前に投票できます。

◇期間 【知事選】 3月27日㊤～4月11日㊤

【県議選】 4月4日㊤～4月11日㊤

【市議選】 4月20日㊤～4月25日㊤

◇時間 8時30分～20時

◇投票所 市役所4階大会議室(正面玄関側)

●点字・代理投票

目の不自由な人は、点字による投票ができます。また、体が不自由なため、自分で投票用紙に記入することができない人は、代理投票(担当職員が代理で記載)ができます。

●不在者投票

長期の出張など、何らかの理由で市内にいない場合、滞在地市町村の選挙管理委員会で投票することができます。また、県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院(所)している人は、施設で投票することができます。不在者投票を希望する場合は、早めに問い合わせてください。

●郵便投票

体に重い障がいがあるなどの理由で、投票所に行くことができない人が自宅などで投票する制度です。障がいの程度や投票の手続きなどに細かい定めがあり、事前に申請が必要です。

●開票

投票日の21時から市民体育館で行います。

